

地域集会施設（自治会館）で、お悩みの自治会さまへ

地域集会施設（自治会館）の整備に関し、多様な補助制度をご用意しております。詳しくは市民協働推進課までお気軽にお問い合わせください。

○新築

要 件	補助額
新たに建物を建築し、又は既存の建物の全部を撤去して新たに建物を建築する場合	補助対象経費の 70%以内とし、1,500 万円を限度。

○借 地 ・ 借家 （空き店舗・事務所を含む）

要 件	補助額
【借地】 土地の地代（年額3万円以上）を支払って地域集会施設用地として専用使用する場合。	【借地】 補助対象経費の 50%以内とし、借地料にあっては年額 50 万円を限度
【借家】 建物の全部又はその一部分を、家賃（年間 10 万円以上）を支払って地域集会施設として専用使用する場合。	【借家】 補助対象経費の 50%以内とし、借家料にあっては年額 60 万円を限度とする。